

# 定年退職者再雇用規程

## (目的)

第1条 この規程は、就業規則の規定に基づき、従業員の再雇用に関する必要事項を定め、定年退職者の実務経験及び保有能力を有効に活用すること目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、使用する用語の意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 定年退職者とは、就業規則第27条により定年退職したものをいう。
- (2) 再雇用とは、会社が定年退職者を再度雇用することをいう。
- (3) 再雇用者とは、前号の規定を適用された者をいう。

## (適用基準・期間)

第3条 就業規則第28条に規定する解雇事由および第25条の退職事由（年齢を理由とする事項を除く）に該当しない者が再雇用を希望したときは、別に定める「再雇用に関する労使協定」の基準に基づき65歳を上限に再雇用する。

2. 「再雇用に関する労使協定」の基準は以下のとおりとする。

- ① 再雇用を希望し、業務に対する意欲がある者。
- ② 過去3年間の出勤率が80%以上の者。
- ③ 過去3年間に懲戒処分該当者（譴責処分を除く）でないこと。
- ④ 過去3年間において自己の重大な責による労働災害を起こしたことがない者。
- ⑤ 人事・業績考課が60%以上であること。
- ⑥ 無断欠勤がないこと。
- ⑦ 直近の健康診断において業務遂行に支障がないと診断された者。
- ⑧ 会社が業務の都合により職場転換・短時間勤務等を命ずる場合は、それに応じられる者。ただし、職務内容、労働条件等は事前に本人と協議する。

3. 前項の場合において、「再雇用に関する労使協定」の基準を適用できる年齢は、定年を迎えた時期に応じて、下表右欄の年齢以上の者とする。

定年を迎えた日	基準適用可能年齢
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳～
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳～
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳～
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳～

## (更新の基準)

第4条 再雇用者が契約の更新を希望するときは、次の要件のすべてを満たしたときとする。

- ① 再雇用を希望し、業務に対する意欲がある者。
- ② 人事・業績考課が60%以上であること。

- ③ 無断欠勤がないこと。
- ④ 直近の健康診断において業務遂行に支障がないと診断された者。
- ⑤ 会社が業務の都合により職場転換・短時間勤務等を命ずる場合は、それに応じられる者。ただし、職務内容、労働条件等は事前に本人と協議する。

(職種・職務の決定)

第5条 再雇用者の職種・職務は本人の希望・能力・経歴・健康状況などを総合的に勘案し、決定する。

(再雇用の期間)

第6条 再雇用の契約期間は1年単位とし、再雇用の上限年齢は次の通りとする。  
但し、自己の都合で所定の休日・休暇以外に1年間に20日以上欠勤した場合で、業務に耐えられないと会社が判断したとき、契約は終了する。

(再雇用後の賃金)

第7条 再雇用者の賃金は、本人の勤務形態、職務及び能力等により、個別の労働契約書において決定する。

- 2. 賞与は原則として支給しない。
- 3. 退職金は支給しない。
- 4. 通勤手当は「通勤手当支給規程」に従い支給する。

(準用規定)

第8条 この規程に定めのない事項については、特段の事由がない限り、就業規則ほか社内規程を準用する。

ただし就業規則第7節に規定する休職に関する規定は除く。

(施行期日)

第9条 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

(改定)

第10条 この規程の改正にあたっては、従業員の代表と協議の上、これを行う。